

第 1 審査の対象

令和 2 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 3 年 7 月 28 日から同年 9 月 3 日まで

第 3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかという観点から審査した。

第 4 審査の実施内容

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に適合して作成されているかを確認し、証書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして審査した。

第 5 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に適合し、かつ、正確であることを認めた。

資金不足比率及びそれに対する意見は、次に述べるとおりである。

1 資金不足比率

- (1) 資金不足比率は、公営企業に係る特別会計ごとの資金の不足額が、料金収入等の収益（事業の規模）に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

(注1) 公営企業に係る特別会計は、地方公営企業法の全部又は一部を適用する場合は法適用、地方公営企業法を適用しない場合は法非適用として分類される。

(注2) 資金の不足額は、法適用の特別会計（水道事業、下水道事業、安芸市民病院事業の3つの特別会計）にあつては流動負債等から流動資産等を控除して、法非適用の特別会計（中央卸売市場事業、国民宿舎湯来ロッジ等、開発事業の3つの特別会計）にあつては歳出額等から歳入額等を控除して、算出される。

- (2) 資金不足比率は、いずれの会計においても資金の不足額がないため、算定されなかった。

2 意見

資金不足比率は、いずれの会計においても資金の不足額がないため、算定されなかったが、中央卸売市場事業特別会計及び国民宿舎湯来ロッジ等特別会計においては、一般会計からの繰入金（補填）により資金の不足額がない状況にあることを踏まえ、今後も一層の経営の健全化に努められたい。

【参 考】

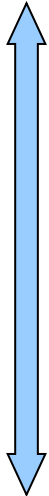
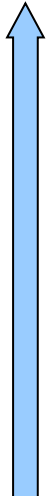
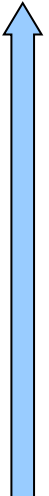
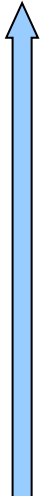
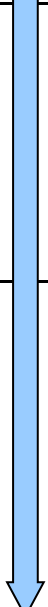
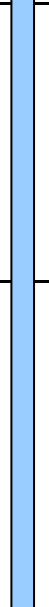
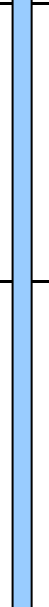
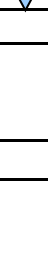
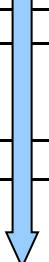
区 分			資 金 不 足 比 率					本市に適用 される経営 健全化基準
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
公営企業に係る特別会計	法 非 適 用	中央卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	20.0%
		国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	—	—	—	—	—	
		開発事業特別会計	—	—	—	—	—	
	法 適 用	水道事業会計	—	—	—	—	—	
		下水道事業会計	—	—	—	—	—	
		安芸市民病院事業会計	—	—	—	—	—	

（注1） 資金不足比率の令和2年度の欄は、市長から審査に付された比率であり、平成28～令和元年度の欄は、各年度決算に係る比率である。

（注2） 資金不足比率の欄の「—」は、資金の不足額がないことを示している。

（注3） 本市に適用される経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で指定都市に共通して定められた数値である。

資金不足比率の対象

会計名			実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率	
広島市	一般会計等	一般会計						
		住宅資金貸付特別会計						
		母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計						
		物品調達特別会計						
		公債管理特別会計						
		広島市民球場特別会計						
		用地先行取得特別会計						
		西風新都特別会計						
		市立病院機構資金貸付特別会計						
	一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別会 計以外の特 別会計	後期高齢者医療事業特別会計						
		介護保険事業特別会計						
		国民健康保険事業特別会計						
		競輪事業特別会計						
		駐車場事業特別会計						
	公営企業に 係る特別 会計	法 非 適 用	中央卸売市場事業特別会計					● ● ● ● ● ● 会計 に比 算定
			国民宿舎湯来ロッジ等特別会計					
			開発事業特別会計					
		法 適 用	水道事業会計					
			下水道事業会計					
			安芸市民病院事業会計					
	一部事務組合・広域連合 〔安芸地区衛生施設管理組合 広島県後期高齢者医療広域連合など〕							
	地方公社・第三セクター等 〔広島高速道路公社 広島高速交通株式会社など〕							

(注) 「法非適用」とは、地方財政法により特別会計を設けることが義務付けられている公営企業のうち、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する「法適用」企業以外のものである。